

## 令和4年11月臨時会で審議された案件 (令和4年11月11日)



議案番号	件名	結果
89	令和4年度平戸市一般会計補正予算(第7号)	原案可決

## 令和4年12月定例会で審議された案件 (令和4年12月5日~16日)



議案番号	件名	結果
48	令和3年度平戸市一般会計決算認定について	認定
49	令和3年度平戸市国民健康保険特別会計決算認定について	〃
50	令和3年度平戸市後期高齢者医療特別会計決算認定について	〃
51	令和3年度平戸市介護保険特別会計決算認定について	〃
52	令和3年度平戸市農業集落排水事業特別会計決算認定について	〃
53	令和3年度平戸市宅地開発事業特別会計決算認定について	〃
54	令和3年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計決算認定について	〃
55	令和3年度平戸市駐車場事業特別会計決算認定について	〃
56	令和3年度平戸市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	原案可決及び認定
57	令和3年度平戸市病院事業会計決算認定について	認定
58	令和3年度平戸市交通船事業会計決算認定について	〃
90	平戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
91	平戸市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃
92	平戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃
93	平戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	〃
94	平戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
95	平戸市個人情報の保護に関する条例の制定について	〃
96	平戸市営キャンプ場条例の一部改正について	〃
97	平戸市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃
98	平戸市水道事業給水条例の一部改正について	〃
99	令和4年度平戸市一般会計補正予算(第8号)	〃
100	令和4年度平戸市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃
101	令和4年度平戸市介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃
102	令和4年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計補正予算(第1号)	〃
103	令和4年度平戸市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
104	令和4年度平戸市病院事業会計補正予算(第2号)	〃
105	令和4年度平戸市交通船事業会計補正予算(第2号)	〃
106	指定管理者の指定について ※平戸市飯盛漁港フェリー待合所	〃
107	指定管理者の指定について ※平戸市田平港シーサイドエリア活性化施設	〃
108	指定管理者の指定について ※平戸市田平港シーサイドエリア荷捌施設	〃
109	指定管理者の指定について ※平戸市あづち大島いさりびの里	〃
110	道路の路線廃止について	〃
111	道路の路線認定について	〃
報告番号	件名	結果
21	専決処分の報告について	報告済



12月定例会 (12月5日~16日)

平戸市個人情報の保護に関する条例の制定について

### 現行の市条例を廃止し、法改正に対応した新たな条例を制定

#### 議案の提案理由

近年の情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで法の適用外であった地方公共団体にも適用されることになった。法施行に関して必要な事項を定めるため、現行の平戸市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定する。

#### 主な論議

- Q 開示請求等に係る任意代理人による請求が可能となるとのことだが、具体的にはどのようなことか。
- A これまで個人情報の開示請求については、本人から開示請求書の提出を求めていたが、法施行後は本人の同意・委任により、代理人による開示請求が可能となる。
- Q 近年、倒壊の危険性がある空き家などの対策について、個人情報が不明のためその対応が地域の課題となっている。このような諸問題に対し、行政として情報収集や情報提供などの協力を行うことはできないのか。
- A これまで個人情報の収集や外部提供などについては、本人同意以外の特例として個別に市の審議会に諮問し収集や提供を行っていた。法施行後は法の規定に基づき取り扱うこととなり、疑義が生じた場合は、国が設置する個人情報保護委員会が判断することとなる。個別の案件については、同委員会の指導を仰ぎながら担当部署と連携し協議を行っていく。

### 総務厚生委員会所管事務調査 中間報告

総務厚生委員会は、令和4年9月定例会において、閉会中の所管事務調査として付託を受け、『今後の行財政運営について』をテーマに、2回の委員会を開催しました。以下に主に論議のあった項目を掲載しています。



#### 第1回 (令和4年11月8日)

- Q 「公共施設配置の適正化」に関して、今後人口減少が進み、地方交付税や市税も減少する中、公共施設の指定管理料や維持管理のあり方は、将来を見通した具体的な計画や見直しが必要ではないか。
- A 公共施設の現在の収支状況等を充分把握した上で、今後の方向性を見極めていかなければならないと考えている。
- Q 「ふるさと納税の取り組み推進」に関して、策定中である総合計画に、本市の重要な収入源であるふるさと納税をどう反映させるのか。
- A 基本的に年8億円程度の寄付額があれば現状の基金活用は継続できると考えている。これまでの寄付金分で20億円ほど事業に充当できる残高があるため、こういったものも活用しながら、総合計画後期基本計画の事業を推進していきたい。

#### 第2回 (令和4年11月17日)

- Q 「公共施設配置の適正化」に関して、類似機能を有する施設の統廃合・規模縮小などを検討し、施設総量の縮減を図っていくための手法はどのようなものを考えているか。
- A 令和4年度から8年度までに耐用年数を迎える施設につき、維持管理・縮小・集約など今後の方向性を各課で検討することとしている。
- 意見 「定員適正化計画による取り組み」に関して、定員適正化計画によって職員数は減ったものの会計年度任用職員が増加している。今後の財政見通しでも歳入が減少していく中、行政サービスを維持していくため、会計年度任用職員を含めた職員数を把握し管理していく必要があるのではないかと。